

○危険予知トレーニング（KYT）交通安全教育機材取扱要領について（通達）

（平成 30 年 3 月 9 日付け香交企第 58 号）

県警察では、コンピューターグラフィックス（CG）動画映像を用いた危険予測教育機器「Honda 動画KYT」システム（販売元：本田技研工業株式会社）について、昨年から 1 台を導入し、各地区の交通安全教室等で使用しているところであるが、この度、3 台を追加し、保有台数が計 4 台になったことから、保管管理の拠点となる所属に交通企画課、さぬき署、丸亀署及び三豊署を指定し、機材を 1 台ずつ配備することとし、新たに別添の「危険予知トレーニング（KYT）交通安全教育機材取扱要領」を定め、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

危険予知トレーニング（KYT）交通安全教育機材取扱要領

第1 趣旨

この要領は、KYT交通安全教育機材（コンピューターグラフィックス（CG）動画映像を用いた危険予測教育機器「Honda動画KYT」システム（販売元：本田技研工業株式会社）」をいう。以下「Honda動画KYT」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 保管管理

- 1 Honda動画KYTの保管管理の拠点となる所属（以下「拠点所属」という。）は、交通企画課、さぬき署、丸亀署及び三豊署とし、拠点所属ごとに機材1台ずつ配備するものとする。
- 2 Honda動画KYTを保管管理させるため、拠点所属に管理責任者を置き、交通企画課にあつては交通企画課長の職にある者をもって、丸亀署にあつては交通第一課長の職にある者をもって、さぬき署及び三豊署にあつては交通課長の職にある者をもって、それぞれ充てる。

第3 使用申請

- 1 署の交通第一課長又は交通課長は、危険予知トレーニング（KYT）教育技法を用いた交通安全教室等を実施するに当たり、効果的な教育内容とするため、Honda動画KYTの使用が必要であると認めるときは、別表に定める自所属が属するブロックの拠点所属の管理責任者に対して、機材の使用を申請するものとする。
- 2 当該申請を受けた管理責任者は、申請に係る交通安全教室等の開催日時、行事名、参加人数等を確認した上で、他所属の使用申請と重複していないときは、当該申請をした署に機材一式を貸し出すものとする。
- 3 拠点所属又は他署との使用申請の重複等により機材の借受けをできなかった所属は、他のブロックの拠点所属の管理責任者に対して、機材の使用を申請できるものとする。この場合において、当該申請を受けた管理責任者は、所属するブロック内の運用に特に支障がないと認めるときは、当該申請をした所属に機材一式を貸し出すものとする。

第4 使用期間

Honda動画KYTの使用期間は、交通安全教室等の実施に必要な期間とする。

第5 使用記録

管理責任者は、Honda動画KYTの使用申請を受けたときは、備付けの別記様式のHonda動画KYT使用一覧に所要の事項を記載する。なお、使用期間の欄には、使用又は貸出しを行った期間について記載しておくものとする。

第6 その他

本通達に定めのない事項については、その都度、交通企画課と協議して決定するものとする。

る。

(別表省略)